

中学校完全給食推進本部専門部会 平成 29 年度第 2 回会議 会議録

開催日時 平成 30 年（2018 年）1 月 22 日（月）10 時 00 分～11 時 00 分

開催場所 301 会議室

出席者

（部会長）

学校教育部長 伊藤 学

（部会員）

基地対策課長 藤原 仁 行政改革推進担当課長 島内 太郎

財政課長 石渡 修 資産経営課長 河島 知博

危機管理課長 村松 健二 保健所生活衛生課長 石川 智美

環境管理課長 大友 佐登志 廃棄物対策課長 佐藤 洋二

経済企画課長 蒲谷 弘幸 農林水産課長 原 邦彦

公共建築課長 小林 光弘 開発指導課長 山岸 哲巳

建築指導課長 桑島 正明 交通計画課長 藤田 勲

給排水課長 辰馬 和義 予防課長 田中 晃

学校管理課長 菅野 智 学校給食担当課長 藤井 孝生

（その他出席者）

公共建築課 係長 新井 大輔

（事務局）

保健体育課 係長 田中 慎一 保健体育課 主任 津田 尊夫

保健体育課 主任 中川 雄介 保健体育課 担当者 菅野 翔太

学校管理課 課長補佐 田辺 勇

1 開会

【部会長】

本日は、ご多用の中お集まりいただき、厚く感謝申し上げます。

今回は給食センターの整備に関して、今年度中を目標に検討を進めている事業手法と基本計画について、事務局が作成した案をもとにご意見を伺いたいと考えている。

2 案件

(1) 給食センター整備・運営に係る事業手法案について

【事務局】

- ◇資料 1-1 「給食センター整備・運営に係る事業手法案について
- ◇資料 1-2 「PFI 等導入可能性調査の中間報告について」
- ◇資料 3 「検討組織等の開催状況等について」

「資料 1-2 PFI 等導入可能性調査の中間報告について」の 1 ページ、「1 概要」の「(2) 業務の概要」について、この調査は、「横須賀市 PPP/ PFI 手法の導入に関する優先的検討方針」に基づき、給食センターの整備及び運営を効率的・効果的に推進するため、民間事業者の知識・経験を活用した事業手法の導入の可能性を調査したものである。

「2 中間報告の内容」の「(1) 基本事項の整理」では、DBO 方式及び PFI (BTO) 方式の VFM 算出の基礎資料とするため、モデルプラン作成にあたっての前提条件を整理した。

2 ページの* 1~4 に用語の解説を記載した。まず、DBO については、民間事業者が設計、建設、維持管理・運営を一体的に行う事業方式である。また、PFI については、民間の資金と経営能力・技術を活用し、公共施設等の設計、建設、改修、更新や維持管理・運営を民間主導で行うことで、併せて、BTO については、PFI のうち、民間事業者が施設等を建設し、施設等完成直後に公共へ所有権を移転した上で、民間事業者が維持管理・運営を行う事業方式である。また、VFM については、「支払に対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え方で、同一の目的を有する 2 つの事業を比較した場合に、総事業費をどれだけ削減できるかを示す数値として使用されるものである。

次に、「イ 基本的な要件」について、表に記載した内容を、モデルプランの条件とした。

次に、「ウ 事業スキーム」については、DBO 方式及び PFI (BTO) 方式について、「エ 事業範囲」において、給食センターの整備・運営に必要な業務を抽出し、事業範囲を整理した。

3 ページは、個々の業務内容について、市が行うものと民間事業者が行うものとに事業範囲を整理した表である。

4 ページの「オ 想定スケジュール」では、概算事業費や民間事業者の意向を調査するにあたり、想定スケジュールを整理した。記載のスケジュールでは、平成 31 年度前半に事業者選定を行い、平成 31 年 10 月頃に契約締結、平成 31 年 11 月から平成 33 年 6 月までの約 20 カ月間を設計・建設期間とし、この中に、旧平作小学校校舎等の解体・

撤去を含む想定としている。また、平成 33 年 7 月から平成 33 年 8 月中旬までの約 2 カ月間を開業準備期間とし、給食開始を平成 33 年 8 月下旬とした。また、平成 48 年 7 月までの約 15 年間の維持管理・運営期間として想定した。民間事業者からの意向調査の中では解体を含めるとこの期間では厳しいというような意見もあったので、解体を別発注とすることも含め、スケジュールについては、今後精査していく。

次に、「(2) 事業手法ごとの事業費試算及び比較」について、まず、「ア VFM 算出の基本的な考え方」については、記載のように、類似の前提条件によって算出された過去の PFI 事業の VFM の実績を用いて従来方式からの削減率を設定することで、客観的評価が可能であるとされているので、過去の給食センターにおける削減率の設定や事業者アンケートの回答などを踏まえて、10%の削減率が設定されている。

次に「イ 試算の結果」について、「DBO 方式で実施する場合」には、現在価値換算後で 8.5%、約 11.7 億円程度の財政負担の軽減効果、VFM が見込まれた。また、「PFI (BT0) 方式で実施する場合」については、現在価値換算後で 7.0%、約 9.6 億円程度の財政負担の軽減効果、VFM が見込まれた。5～6 ページに内訳を記載している。

次に、6 ページの「(3) 民間事業者の意向調査等」について、今回、想定した前提条件、スケジュールなどについて妥当性があるか、また、事業への参画可能性について、民間企業 30 社を対象に、調査事業者が意向調査を実施し、27 社から回答があった。

アンケート・ヒアリングの意見要旨として、調査事業者が作成したものを参考に記載した。事業手法に関連の深い内容について説明する。

10 ページの「設問 2-1 事業手法について」、まず、DBO 方式については、契約ごとの手間や負担が増えること、リスク分担が難しい等のほか、下請けでの参加や、予定価格が低くなるなど、調理機器メーカーを中心に歓迎されない意見もあった。一方で、地元企業からは、資金調達や SPC 設立が必須となる PFI と比較し、取り組みやすいとの意見があった。また、DBO 方式、PFI (BT0) 方式ともに、実績を有する企業が圧倒的に有利となり、参加しにくいとの意見があったので、多くの企業が参画しやすい仕組みを検討する必要がある。

11 ページの「設問 2-2 コスト削減等について」、DBO 及び PFI (BT0) を採用した場合、従来方式と比較した場合にどの程度のコスト削減が可能かについては、各社のノウハウを生かした協議・検討を行うことで、5～10%程度の削減が期待できるとの意見が多く、15%との意見もあった。また、コスト削減の理由としては、人員配置・動線等が最も効率的な施設を計画できる、建設コストだけではなく、維持管理運営まで見据えたコスト削減を検討できる、調理業務を長期間実施することでの業務の効率化ができることなどが挙げられた。

次に、「設問 2-3 維持管理・運営期間について」、大規模修繕の回避、軽減等の理由により、15 年程度に設定することについては、ほぼ全ての企業から妥当・適切であるとの回答があった。

15 ページの「設問 4-1 参画意欲」について、まず、DBO 方式については、記載のように、条件が合えば積極的に参入を検討する事業者も多く、参画意欲が高い結果となった。また、PFI (BTO) 方式については、DBO 方式よりも、わずかながら参画意欲が高い結果となった。

16 ページの「設問 4-3 市内企業の参画促進」について、数の限られた地元企業の争奪戦を憂慮する回答、また、地元貢献の際は配点を上げることとの回答が、複数あった。また、地元企業からは参加資格要件緩和の要望が出された。

次に、「資料 1-1 給食センター整備・運営に係る事業手法案について」の 1 ページ、「1 事業手法案」について、事務局としては、DBO 方式により設計・建設・運営を一括して発注する事業手法を採用したいと考えている。

次に、「2 検討内容」のうち、まず、「(1) DBO 方式・PFI (BTO) 方式と直営方式の比較」について、これまでの検討の中で、直営方式で実施した方が良いというご意見もいただいたので、比較を行った。

まず、「ア 施設整備」については、DBO 方式や PFI (BTO) 方式では、設計・建設段階において、実際に運営する民間の調理事業者が他の給食センター等で培った経験等を踏まえた意見が反映され、作業環境、動線、人員配置などに責任を持った施設整備が行われるため、直営方式で実施する場合よりもコストの削減や運営品質の向上が期待できるものと考えている。

次に、「イ 運営」について、本市では、10,000 食規模の給食センターの運営等に関する知識や経験がないため、民間の調理事業者が有する知識・技術的能力を活用する方が直営方式で実施する場合よりも効率的な運営が期待できると考えている。

また、これまで DBO 方式等での運営に係る懸念事項として記載のようなご意見をいただいた。①は、献立作成、食材調達、食育を民間に委託するべきではなく、直営で実施すべきであるというご意見だが、献立作成、食材調達、食育は DBO 方式等においても教育委員会が責任を持って行うため、問題ないと考えている。また、②は、調理を民間委託すると栄養教諭等の考え方を反映するのが難しいことや指示等が出せないののではないかと、というご意見だが、これについても給食センターに常駐する市職員・栄養教諭等が運営事業者の責任者を通じて円滑な連絡体制をとることができるため、問題ないものと考えている。

これらのことから、直営方式ではなく、設計・建設・運営を一括して発注する方式で行いたいと考えている。

次に、「(2) DBO 方式と PFI (BTO) 方式の比較」について、先ほど、導入可能性調査でもご説明したが、DBO 方式では従来方式よりも 8.5%の削減効果があり、PFI (BTO) 方式の 7.0%を上回っている。資料には中間報告時点の数値を記載したが、最終報告時点で一部数字の修正はあったが、DBO 方式は 8.5%、PFI (BTO) 方式では 7.1%の削減効果があるとの調査結果となった。差が出ている理由としては、資料に記載のとおり、

調達金利の差や特別目的会社の設置・運営費用が主な要因である。

また、「イ 地元事業者の参画」にあるように、地元事業者からは PFI 方式よりも DBO 方式の方が参加しやすいとの回答があった。それらの点を踏まえ、給食センターの整備・運営に係る事業手法については、DBO 方式としたいと考えている。

なお、「資料 3 検討組織等の開催状況等について」において、前回の専門部会以降の検討組織等の開催状況を記載するとともに、各検討組織等における質問・意見等として、「導入可能性調査の中間報告の結果」のほか、前回の専門部会でお示しした基本計画の項目などについてご意見をいただいたものを記載している。こちらについては、後ほどご確認いただきたい。

◆質疑

【財政課長】

事業手法の決定にあたり、論点となるのが、1 点目は直営か委託か、2 点目は PFI 方式か DBO 方式かであると思うが、仮に DBO 方式で行う場合、3 点目の論点として、DB（デザイン・ビルド＝設計・建築）と O（オペレーション＝運営）を別発注にするか一括発注にするかという話があると考えられるが、その認識でよいか。

【事務局】

DBO 方式で一括発注することの懸念については、ご指摘をいただいたことがあるので、その部分についても論点になると考えている。

【財政課長】

直営か委託かについては、市に全くノウハウがない状態で直営で行うよりは、委託の方が良いのではないかと感じている。DBO 方式か PFI 方式かについては、PFI 方式の方が VFM が低い。民間企業による資金調達コストが要因のひとつであるという見解だが、現在、市で借り入れによる資金調達に支障があるかということ、特に問題を抱えているわけではないため、そういった意味では市が資金調達を行う DBO 方式の方が良いのではないかと感じている。しかし、DB と O を別発注とするか DBO 方式で一括発注するか、つまりオペレーションまで含めた方が良いのかは意見が分かれるところだと感じている。見解はいかがか。

【事務局】

別発注の場合、調理事業者が関わらない状態で、厨房機器事業者や設計事業者、建設事業者が施設整備を行うことになるため、実際の給食調理作業における施設の使い勝手や作業環境が良い施設となるかという部分に不安があると感じている。

また、施設整備後の維持管理や運営は、15年で終了するわけではなく、引き続き30年、40年と行っていくことになるため、維持管理・運営にかかるコストをいかに減らしていくかということも大きな課題であると考えている。そのため、オペレーションも含めて一括発注した方が、長期的な維持管理運営にかかるコストをいかに節約するか、いかに効率的に作業するか、といった検討が、別発注の場合に比べ、より深まるのではないかと考えている。市でノウハウを持っていればそういった部分もチェックができるが、10,000食規模のセンターを運営するのは初めてであり、不安がある。運営に携わる調理事業者が作業工程等の細かい部分まで考え、責任をもって設計・建設をするというところが、一括発注することのメリットであると考えている。

【財政課長】

最初の15年間はそのメリットがあると思うが、16年目に次に運営を行う事業者を選ぼうとしたとき、他の事業者が参入をためらうような、偏った施設になりはしないかという懸念があれば、オペレーションは別発注にした方が良いのではないかなと思う。多少の違いはあるかもしれないが、どこの給食センターでも整備内容には大差がないということであれば、16年目以降のオペレーションについても支障はないと思うが、見解はどうか。

【事務局】

見学施設などを除き、調理施設部分に限れば大きな差はないと認識している。また、全国的に見ても、直営の給食センターを委託化する際に、参入を希望する事業者は多い。使い勝手などが新しい事業者に合っていないとしても、参入をためらうほどではないと感じており、16年目以降においても競争環境は確保されると認識している。

【建築指導課長】

BT0方式の場合は、施設完成後、公共へ所有権移転とあるが、DBO方式は民間事業者が設計、建設、維持管理・運営を一体的に行うこととされている。施設に関しては、民間事業者に所有権があるという理解でよいか。

【事務局】

DBO方式の場合、民間資金を使わず市の資金で建設するため、最初から市に所有権がある。設計、建設を個別に発注するところをその後も含めて一体的に発注する事業方式であり、所有権の移転はないと認識している。

(2) 給食センター基本計画案について

【事務局】

◇資料 2-1 「給食センター基本計画案について」

◇資料 2-2 「建築基準法第 48 条ただし書の許可を取得して給食センターを整備した他自治体の取り組み事例について」

資料 2-1 「給食センター基本計画案について」の 2 ページ、「1 基本的な考え方」について、給食センターの施設整備及び運営管理にあたっての基本的な考え方として 7 つの項目に整理した。

まず 1 点目は、「安全・安心な給食を提供できるよう、衛生管理を徹底します」とし、学校給食衛生管理基準や食品衛生管理の国際標準である HACCP の概念に基づいた衛生水準を確保できる施設を目指す。

2 点目は、「生徒が楽しく食事をすることができるよう、温かく、おいしい給食を提供します」とし、献立の充実や適切な保温・保冷により、おいしい給食を提供することや給食センターを食育の拠点施設の一つとして位置づけ、生徒にとって食事は楽しいと感じることができるようにし、学校における食育の推進に寄与する。

3 点目は、「食物アレルギーに対応します」とし、専用の調理室の設置のほか、調理、配送などの運営面、学校との連絡体制も含めて事故を起こさない体制を作る。

4 点目は、「環境に配慮した施設整備と運営管理を行います」とし、臭気・騒音対策、安全な交通環境の確保とともに、環境負荷を低減し、地球環境にやさしい施設整備・運営管理を行う。

5 点目は、「災害時の対応を考慮した施設整備と運営管理を行います」とし、大規模災害発生時の地域住民への炊き出し等ができる施設にする。

6 点目は、「長期的な視点も含め財政負担の軽減を図ります」とし、初期整備費、運営管理費を総合的に考慮したライフサイクルコストの観点から、財政負担の軽減を図る。

7 点目は、「子どもたち、地域、市民に愛される給食センターを目指します」とし、学校給食や食育に関する情報発信や見学機会などを通して、給食センターが身近な存在となるよう取り組むとともに、市内経済に良い影響となるような工夫をする。

これらの基本的な考え方を踏まえ、4 ページ以降の検討項目について現時点での検討状況を記載している。

4 ページの「2 検討項目」について、まず、「(1) 食数」については、提供可能食数は、今後の生徒数、教職員数等の推移を踏まえ、1 日あたり 10,000 食とする。

次に、「(2) 稼働日数」について、給食センターが稼働する日数としては、中学校の授業日数を勘案して年間最大 200 日とする。実際の給食実施日については、学校行事やテスト等の日程を考慮し、学校と協議の上、基準となる日数を検討することになる。

5 ページの「(3) 献立」について、まず、「ア 献立数」については、前回の専門部会でも他都市の同規模のセンターでも事例が多いと紹介した 2 献立としている。次に、

「イ 献立内容」だが、主食（米飯、パン、麺）、おかず（主菜、副菜、デザート）、牛乳を基本とする。なお、パン、牛乳や一部のデザート類は納入事業者が学校へ直接配送する。

6 ページの「(4) 炊飯」について、炊き込みご飯など、より多くの献立への対応や、災害時における炊き出し対応を可能とするため、現時点では、米飯については、連続式炊飯システムなどの機器を設置して、給食センターで炊飯し、他のおかずとともに中学校に配送することを想定している。

次に、「(5) 食物アレルギー対応」については、食物アレルギー対応食の提供ができる施設とし、調理する場所は、独立した部屋として区切り、専用の調理機器及び器具を設置する。また、卵、乳については対応するものとし、他の品目への対応についても検討する。対応食数については、対応品目と併せて引き続き検討する。

次に、「(6) 食器・食缶等」について、「ア 食器の材質」は、重さや取り扱いのしやすさ等を考慮して、PEN樹脂を使用する。なお、現在小学校でも使用しているため、生徒にとっても使い慣れている材質である。

7 ページの「イ 食器・食具の種類・組み合わせ」については、食器は、飯椀・汁椀などの4種類とし、最大4点を同時に使用する。また、食具は箸、フォーク、スプーンの3種類を献立に合わせて使用する。

8 ページの「ウ トレイ」については、喫食時間を確保するために配膳を短時間で効率的に行うことや、配膳時の安全面、喫食時の衛生面等を考慮し、トレイを導入する。

「エ 食缶等」については、保温 65℃以上、保冷 10℃以下を2時間以上保持できる機能を有する二重食缶にする。

9 ページの「(7) 食育」については、給食センターを食育の拠点施設の一つとして位置付け、給食を「生きた教材」として活用して、学校における食育の推進に寄与する。

「ア 学校と連携した食育」として、毎日の給食の時間をはじめ関連教科等においても、食育を充実させることや栄養教諭等による食に関する指導のほか、体験学習の充実や献立の募集なども検討する。また、「イ 地産地消の推進」については、給食センターでも地場産物を積極的に使用すること、一方で、小学校における自校献立と異なり使用する食材の量も非常に多くなるため、地場産物の確保について、生産者等との調整を行う。また、「ウ 広報・周知への取り組み」では、学校給食に関する情報や食育に関する取り組みについて広報・周知を行う。次に、「エ 施設見学、調理実習等の実施」について、給食センターに見学スペースを設置し、調理工程などのお見学ができるようにしたいと考えている。ただし、見学スペースの設置については、財政面も考慮し、必要最小限としたいと考えている。また、調理実習室を設置し、小学校も含めた栄養教諭等による調理実習の実施や献立研究などに活用したいと考えている。

10 ページの「(8) 諸室等の整備」の「ア 諸室等の構成」は、記載の表のとおり、学校給食衛生管理基準において定められている。また、「イ 諸室等の概要」について

は、10 ページから 13 ページにかけて、「調理場」、「調理場以外」、「附帯施設」の3つに分けて記載した。給食センターにはこれらの施設等を整備することを想定している。

14 ページの「(9) 災害時の対応」について、大規模災害が発生した際は、地域住民への炊き出しなど応急給食を、災害発生翌日または翌々日から3日間程度実施することを想定している。給食センターのガス、電気、水道のいずれかのライフラインが復旧していない場合でも地域住民への炊き出しが行えるよう、緊急災害用の移動式回転釜も整備する。そのため、米の備蓄、受水槽の容量、民間事業者との協定締結などを行うことも想定している。なお、食材調達については、市民安全部で主導して対応していただくことも併せて記載している。現在の旧平作小学校は災害時の広域避難地および災害時避難所、風水害時避難所となっている。給食センター整備後も引き続き広域避難地としては指定するが、給食センターは学校再開に合わせて給食提供を再開する必要があるため、衛生面等を考慮し、震災時避難所、風水害時避難所には指定しない。

次に、「(10) 衛生管理」について、15 ページのア～エに記載のとおり、衛生区分・動線計画やドライシステム、温度・湿度の管理、異物混入防止などについて記載している。

16 ページの「(11) 環境への配慮」について、まず、「ア 臭気・騒音対策」については、旧平作小学校が、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域に立地していることを考慮し、給食センターの建設施工中の騒音や稼働後の臭気・騒音などの対策を行う。また、「イ 交通安全対策」では、車両の出入り、走行にあたっての注意のほか、出入口の設置場所について、関係機関と十分協議を行った上で設定する。なお、資料2-2に、本市で想定しているのと同様に、建築基準法第48条ただし書の許可を受けて給食センターを建設した他自治体の事例について、照会した結果をまとめた。内容については、後ほどご確認いただければと思うが、これらの取り組みも参考しながら、検討を進めていきたいと考えている。次に、「ウ 地球環境への配慮」について、給食センターの整備・運営にあたっては、地球温暖化対策やエネルギー対策の推進、ごみの減量化・資源化、適正処理の推進について、17 ページの①～③に記載のとおり十分に検討をしていく。

なお、本記載した内容のほかに、給食センター用地である旧平作小学校の基本的な情報や案件(1)で説明した事業手法、事業手法に基づく整備スケジュールについても基本計画に記載する予定としている。

◆ 質疑

【廃棄物対策課長】

資源循環部ではごみの適正処理、リサイクルの推進などは非常に重要であると考えているが、食品ロスの削減についても、基本計画へ盛り込んでいただきたい。栄養士の方々

が子ども達の健全な発育に必要な栄養価についてしっかり考えて作った献立をもとに提供されたおいしい給食を、楽しく、残さず食べることで、食育をとおして、ごみ処理の前段階で、ごみそのものを減らす、といった観点を入れていただけるとありがたい。

【建築指導課長】

近隣住民への影響に関して、食育などのために、調理場以外の諸室を設置するという事なので、配送のトラックだけでなく、見学者を乗せたバスなどの出入りもあると思われる。そういった面についても配慮が必要であると感じた。

また、会議室について、不特定多数の方々が入り出すような場合、目安として200㎡以上の規模になると集会所扱いとなるため、単なる給食センターという施設ではなくなってしまう。

また、資料3の4ページに、「給食センターについて長期的展望はあるか」という質問に対し、小学校給食の提供や民間事業者の事業に供する可能性などが示されているが、建設予定地は住居系の用途地域であり、公益上やむを得ないという条件に当てはまらなければ許可は得られないので、十分な検討が必要となる。また、現在検討中の中学校給食に加えて小学校給食も、という話になれば、トラックの出入りなども増える。このように、建設する施設が近隣住民に及ぼす影響については、最大の想定で検討する必要がある。

【公共建築課長】

民間企業が設計、施工するとしても公共施設である以上、バリアフリーや福祉関係の観点も基本計画に入れておいた方が良いと感じる。また、ハンディキャップを持った方を雇用することも想定する必要もある。ただし、建設コストや法令上の問題もあるので、そのあたりも踏まえて検討していただければと思う。

【行政改革推進担当課長】

基本計画について、資料2-1の3ページに「子どもたち、地域、市民に愛される給食センターを目指します」とあり、「市内経済に良い影響となるような工夫をします。」とあるが、例えば市内雇用を促すなどの考えがあるのか伺いたい。

【事務局】

これまでいただいていた意見の中で、特別委員会の中でも市内経済に関する意見があった。市内事業者が参入しやすい事業方式、地産地消、市内雇用などが考えられる。民間の調理事業者からも、従業員は地元で雇用しているケースが多いと聞いている。どこまで基本計画に入れていくかという問題はあるが、できる限り市内に還元できるようにしたいと考えている。

(3) その他 なし

【事務局】

今後の予定について説明する。

本日、皆さまからご意見等をいただいた2つの案件については、1月から3月までの間に、他の各検討組織等に対しても同様に説明し、ご意見等を伺い、今年度中に案として固め、次年度の早い時期に教育委員会定例会で決定したいと考えている。

また、給食センター用地として方針決定された旧平作小学校について、周辺地域の住民向け説明会を2月3日（土）に旧平作小学校で、2月7日（木）に池上小学校で、計2回開催する。地域住民向け説明会については、市民安全部にもご同席いただく予定となっているので、よろしくお願ひしたい。

3 閉会